

# 静岡県立大学学位規程

平成19年4月1日 規程第78号

改正 平成20年8月12日、平成23年4月1日、平成23年12月6日、平成24年4月1日  
平成25年3月29日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立大学学則（以下「本学学則」という。）第52条及び静岡県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第58条の規定に基づき、静岡県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専攻分野の名称)

第2条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

(1) 学士の場合

(学部名)	(専攻分野の名称)
薬学部	薬学
	薬科学
食品栄養科学部	食品栄養科学
国際関係学部	国際関係学
	国際言語文化学
経営情報学部	経営情報学
看護学部	看護学

(2) 修士の場合

(学府・研究科名)	(専攻分野の名称)
薬食生命科学総合学府	薬科学
	食品栄養科学
	環境科学
国際関係学研究科	国際関係
	比較文化
経営情報イノベーション研究科	経営情報学
	術
看護学研究科	看護学

(3) 博士の場合

(学府・研究科名)	(専攻分野の名称)
薬食生命科学総合学府	薬学
	薬科学
	薬食生命科学
	生命薬科学
	食品栄養科学
	環境科学
経営情報イノベーション研究科	経営情報学

学 術  
看護学研究科 看護学

(学位授与の要件)

第3条 前条の学位は、本学学則及び大学院学則の定めるところにより、本学を卒業した者及び本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程を修了しない者であっても、博士論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者に授与することができる。

3 前項による者の博士論文は、当該研究科委員会又は学府委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、受理するものとする。

(学位論文審査の申請)

第4条 修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査を受けようとする者は、委員会の定める期日までに所定の申請書に学位論文を添えて提出するものとする。

2 論文審査のため必要あるときは、論文の要旨その他の参考資料を提出させることができる。

3 第3条第2項の規定による者は、前2項に規定するもののほか、履歴書を提出し、かつ、学位論文審査料を納入するものとする。

4 学位論文審査料については、静岡県公立大学法人授業料等に関する規則の定めるところによる。

(論文審査員)

第5条 学位論文の審査及び試験を行う審査員（以下「論文審査員」という。）

は、3名以上とし、当該研究科又は学府（以下「研究科等」という。）の教員のうちから、委員会の議を経て、当該研究科長又は学府長（以下「研究科長等」という。）が指名する。

2 委員会が必要と認めた場合において、前項の論文審査員に当該研究科等の教員以外の者を指名することができる。ただし、その数は指名する論文審査員数の半数未満とする。

(試験の方法)

第6条 前条の試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び外国語科目について口答又は筆答により行う。

(学力の確認の方法)

第7条 論文審査員は、第3条第2項の規定により博士論文を提出した者については、前条に規定するもののほか、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認のための試問（以下「学力の確認」という。）を併せ行うものとする。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学してから5年以内に学位論文を提出したときは、委員会の議

を経て、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第8条 学位論文の審査及び試験の時期は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、委員会の議を経て、期間を定めて延長することができる。

- (1) 第3条第1項の規定による修士の場合 申請書受理後 1月以内
- (2) 第3条第1項の規定による博士の場合 申請書受理後 3月以内
- (3) 第3条第2項の規定による者 申請書受理後 1年以内

(審査結果の報告)

第9条 論文審査員は、学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果を委員会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、論文の内容の要旨を省略することができる。

2 論文審査員は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の報告を要しない。

(審査結果の議決)

第10条 委員会は、前条の報告に基づき、その者の学位論文及び試験について合格又は不合格を議決する。

2 前項の議決をするには、委員会の委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を必要とする。

(審査結果の報告)

第11条 研究科長等は、前条の規定により合格又は不合格の議決をしたときは、その結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第12条 学長は、前条の報告に基づいて、修士及び博士の学位授与の可否を決定し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位記の授与)

第13条 学長は、本学学則第52条の規定に基づき卒業を認定した者及び前条の決定に基づき学位を授与すべき者に、所定の学位記を授与する。

(学位授与の報告)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(学位論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限

りでない。

- 2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、本学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位名称の使用)

- 第17条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、専攻分野の名称並びにこれを授与した本学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

- 第18条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 前項の議決をするには、委員会において委員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意がなければならない。

(学位記の様式)

- 第19条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(委任)

- 第20条 この規程に定めるもののほか、学位審査に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学学位規程の規定は、平成24年4月1日以降の入学者に適用し、平成24年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年3月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学学位規程の規定は、平成26年4月1日以降の入学者に適用し、平成26年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表は、令和2年4月1日以降に入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

別表

第1号様式（第3条第1項の規定による学士の学位記）

○学第 号
<b>学 位 記</b>
氏 名
年 月 日生
本学 学部 学科所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め、学士( )の学位を授与 する
年 月 日
静岡県立大学長 氏 名 印

第1号の2様式（第3条第1項の規定による学士の学位記）

<b>University of Shizuoka</b>
NAME
having completed the approved course of study and passed the examinations in the _____ in the _____ is hereby conferred the degree of <b>Bachelor of</b> _____ in _____
Date
Degree Number:
Sign Name President University of Shizuoka
This is an authorized translation of the original.

第2号様式（第3条第1項の規定による修士の学位記）

	○修第	号
学位記		
氏名		
年 月 日生		
本学大学院国際関係学研究所 専攻の修士課程に おいて所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験 に合格したので修士( )の学位を授与する		
年 月 日		
静岡県立大学長 氏 名 印		

第2号の2様式（第3条第1項の規定による修士の学位記）

	○修第	号
学位記		
氏名		
年 月 日生		
本学大学院 学府(研究科) 専攻の博士前期課程に おいて所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験 に合格したので修士( )の学位を授与する		
年 月 日		
静岡県立大学長 氏 名 印		

## University of Shizuoka

NAME

having completed the approved course of study,  
submitted a Master's Thesis  
and passed the required examinations

in the \_\_\_\_\_

in the \_\_\_\_\_

is hereby conferred the degree of

Master of \_\_\_\_\_

in

\_\_\_\_\_

Date

Degree Number:

Sign

Name

President

University of Shizuoka

This is an authorized translation of the original.



第3号様式（第3条第1項の規定による博士の学位記）

博(○)第 号		
学 位 記		
氏 名		
年 月 日生		
本学大学院	学府(研究科)	専攻の博士課程に
において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終		
試験に合格したので博士( )の学位を授与		
する		
学位論文名		
年 月 日		
静岡県立大学長 氏 名 印		

第3号の2様式（第3条第1項の規定による博士の学位記）

<b>University of Shizuoka</b>	
NAME	
having completed the approved course of study, submitted a Dissertation and passed the required examinations in the _____ in the _____ is hereby conferred the degree of <b>Doctor of Philosophy</b> in _____	
Dissertation title (English): _____	
Date	
Degree Number:	
Sign Name President University of Shizuoka	
This is an authorized translation of the original.	

第4号様式（第3条第2項の規定による論文博士の学位記）

論博(○)第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士( )の学位を授与する
学位論文名
年 月 日
静岡県立大学長 氏 名 印

第4号の2様式（第3条第2項の規定による論文博士の学位記）

<b>University of Shizuoka</b>
NAME
having submitted a Dissertation to this University and passed the required examinations is hereby conferred the degree of <b>Doctor of Philosophy</b> in
_____
Dissertation title (English):
Date
Degree Number:
Sign Name President University of Shizuoka
This is an authorized translation of the original.